

●香川県警察本部告示第2号

香川県警察文書公印規程及び香川県少年警察活動実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月22日

香川県警察本部長 筋 伊 知 朗

香川県警察文書公印規程及び香川県少年警察活動実施規程の一部を改正する規程
(香川県警察文書公印規程の一部改正)

第1条 香川県警察文書公印規程(平成12年香川県警察本部告示第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(文書の記号及び番号)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1) 告示及び公告 記号については、その種類名に「香川県警察本部」を冠したものとし、番号については、<u>香川県警察本部警務部企画課</u>に備付けの別記様式第5号の告示・公告原簿により、その種類ごとに暦年による一連番号とする。</p> <p>(2) 指令、達及び往復文書 記号については、「香警本発」とし、番号については、<u>香川県警察本部警務部企画課</u>に備付けの別記様式第6号の文書発送簿により、施行順に従って暦年による一連番号とする。ただし、別表第1に掲げる文書については、別に定めるところに従い、当該事務を所管する所属に備付けの台帳等により、当該文書の種類ごとに記号及び番号又は番号を付することができる。</p> <p>(3) 訓令 記号については、「香川県警察本部」を冠したものとし、番号については、<u>香川県警察本部警務部企画課</u>に備付けの別記様式第7号の訓令原簿により、施行順に従って暦年による一連番号とする。</p> <p>(4) 略</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所 属</th> <th style="text-align: center;">記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>香川県警察本部警務部総務課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>香川県警察本部警務部広聴・被害者支援課</td> <td>香広被</td> </tr> <tr> <td>香川県警察本部警務部企画課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所 属	記 号	香川県警察本部警務部総務課	略	香川県警察本部警務部広聴・被害者支援課	香広被	香川県警察本部警務部企画課	略	略		<p>(文書の記号及び番号)</p> <p>第7条 警察本部長の名で発出する次の各号に掲げる文書には、当該各号に定めるところにより、記号及び番号を付するものとする。</p> <p>(1) 告示及び公告 記号については、その種類名に「香川県警察本部」を冠したものとし、番号については、<u>香川県警察本部警務部企画課文書室(以下「文書室」という。)</u>に備付けの別記様式第5号の告示・公告原簿により、その種類ごとに暦年による一連番号とする。</p> <p>(2) 指令、達及び往復文書 記号については、「香警本発」とし、番号については、<u>文書室</u>に備付けの別記様式第6号の文書発送簿により、施行順に従って暦年による一連番号とする。ただし、別表第1に掲げる文書については、別に定めるところに従い、当該事務を所管する所属に備付けの台帳等により、当該文書の種類ごとに記号及び番号又は番号を付することができる。</p> <p>(3) 訓令 記号については、「香川県警察本部」を冠したものとし、番号については、<u>文書室</u>に備付けの別記様式第7号の訓令原簿により、施行順に従って暦年による一連番号とする。</p> <p>(4) 通達 記号については、次の表の左欄に掲げる所属の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる記号とし、番号については、所属に備付けの文書発送番号簿により、施行順に従って暦年による一連番号とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所 属</th> <th style="text-align: center;">記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>香川県警察本部警務部総務課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>香川県警察本部警務部企画課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所 属	記 号	香川県警察本部警務部総務課	略	香川県警察本部警務部企画課	略	略	
所 属	記 号																		
香川県警察本部警務部総務課	略																		
香川県警察本部警務部広聴・被害者支援課	香広被																		
香川県警察本部警務部企画課	略																		
略																			
所 属	記 号																		
香川県警察本部警務部総務課	略																		
香川県警察本部警務部企画課	略																		
略																			

2 略

2 略

(香川県少年警察活動実施規程の一部改正)

第2条 香川県少年警察活動実施規程(平成20年香川県警察本部告示第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(被害少年についての活動)</p> <p>第44条 活動規則第36条第1項及び第2項に規定する支援は、必要に応じて、<u>被害者対策部門(香川県警察本部警務部広聴・被害者支援課犯罪被害者支援室及び警察署の警務課をいう。)</u>と連携して行うものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(被害少年についての活動)</p> <p>第44条 活動規則第36条第1項及び第2項に規定する支援は、必要に応じて、被害者対策部門(香川県警察本部警務部企画課犯罪被害者支援室及び警察署の警務課をいう。)と連携して行うものとする。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。